

くらし

「芦屋市権利擁護支援システム推進委員会」市民委員の募集

地域において高齢者や障がいのある人の権利を守る仕組みづくりを進めるための、市民委員を募集します。

- 募集人数 1人
- 任期 4月1日から2年間、年3回程度の会議(平日昼間に1回2時間程度)を開催
- 応募資格 市内在住の1月1日時点で20歳以上の人※現在3以上の附属機関等の委員に委嘱されている人を除く
- 報酬 既定の委員報酬および交通費
- 申し込み 住所・名前・電話番号・生年月日を応募用紙(地域福祉課窓口)に記入し、「権利擁護支援～地域共生社会の実現に向けて～」をテーマに800字程度の作文を添えて、郵便・ファクス・Eメールで、3月29日(木)〈必着〉で下記へ
※応募用紙は返却しません。
※選考委員会で決定し、本人宛てに通知
※詳細は、市ホームページをご覧ください。

芦屋市 権利擁護 市民委員



- 問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2040/FAX38-2060
☒info@city.ashiya.lg.jp (〒659-8501 住所不要)

パブリックコメントにご協力いただきありがとうございました

市民の皆さんのご意見を反映するためのパブリックコメントは、下記の件数をいただきました。今後、各事業に生かします。

詳細は、市ホームページをご覧ください。

名称	担当課
第4次男女共同参画行動計画ウィザズ・プラン(第2次女性活躍推進計画を含む。)(原案) 【意見提出人数:3人 件数:3件】	男女共同参画推進課
第2次配偶者等からの暴力対策基本計画(原案) 【意見提出人数:2人 件数:29件】	
第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画(原案) 【意見提出人数:1人 件数:1件】	障害福祉課
第8次すこやか長寿プラン21(原案) 【意見提出人数:3人 件数:7件】	高齢介護課
いじめ防止基本方針(改定原案) 【意見提出人数:1人 件数:5件】	子育て推進課
第3次健康増進・食育推進計画(原案) 【意見提出人数:2人 件数:4件】	健康課
総合交通戦略(原案) 【意見提出人数:15人 件数:45件】	都市計画課
住宅マスタープラン(原案) 【意見提出人数:3人 件数:14件】	住宅課

芦屋市 平成29年度 パブリック



- 問い合わせ 市民参画課 ☎38-2007

平成29年度 ダイオキシン類測定結果

環境処理センターのダイオキシン類測定結果について、排出ガス・焼却灰は、法等に基づく規制値内になっています。集じん機捕集灰についても、例年どおり低い数値になっています。

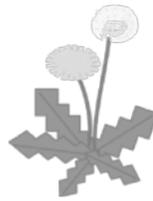
- 問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

3月31日(土)と4月7日(土) 市役所本庁舎を一部開庁します

問い合わせ 政策推進課 ☎38-2127

3月31日(土)と4月7日(土)に業務を行う課は右記の通りです。
(午前9時から午後5時30分)

- ※右記以外の業務は行っておりません。
- ※他の公共機関が閉庁のため、対応できない場合があります。事前にご確認願います。
- ※車でお越しの際は、来庁者用駐車場をご利用ください。



場所	業務を行う課
北館	1階 市民課 ※公的個人認証・住民票の広域交付・転入特例・年金業務を除く
	2階 課税課 ※証明発行業務のみ 債権管理課
	4階 教育委員会管理課 ※就学(園)・奨学金業務のみ
南館	保険課 ※後期高齢者医療係は、保険証の交付・登録状況の照会除く
	社会福祉課
	生活援護課 ※相談受付業務のみ
	1階 障害福祉課
	高齢介護課
子育て推進課	こども係 ※児童手当・児童扶養手当業務のみ 入所係

環境調査結果をお知らせします

速報結果や測定機の調整記録などをもとに、平成28年度の大気環境の測定結果をまとめましたのでお知らせします。

(1)大気汚染に係る常時監視結果

市内の5地点に大気汚染常時測定局を設置し、測定しました。二酸化硫黄・二酸化窒素・浮遊粒子状物質・一酸化炭素・微小粒子状物質は環境基準を達成しています。※光化学オキシダントは環境基準を満たしていませんが、県下での光化学スモッグによる被害発生の報告はありません。



(2)騒音・振動測定結果

市内の主要道路のうち、9路線の13地点で、自動車騒音・振動の調査を行いました。騒音は、13地点のうち、10地点で環境基準を達成しました。また、振動は、全調査地点において、要請限度値を下回りました。※詳細は、県または市ホームページ・下記窓口で確認できます。

芦屋市 環境測定



- 問い合わせ 環境課 ☎38-2051

健康・福祉・子育て

認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業をご利用ください

- 申請者 本人または認知症高齢者の家族
- 持ち物 印鑑・写真(顔写真および全身が写っているもの)、本人確認書類(本人および申請者)
- 申し込み ご利用には登録が必要です。下記または高齢者生活支援センターへ

【認知症高齢者の見守り・SOSネットワーク事業】

認知症で、行方不明になる可能性のある人の情報を、芦屋警察署と市内の高齢者生活支援センターで共有します。

行方不明になった時は、見守り・SOSネットワーク協力員にメールを配信し、早期発見に繋がります。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

芦屋市 見守り・SOSネットワーク



- 問い合わせ 高齢介護課高齢福祉係 ☎38-2044

4月から国民健康保険制度が変わります

市町ごとに運営している国民健康保険を、4月からは県と県内41市町が共同して運営します。これにより、県内での保険料負担の公平な支え合いと財政の安定化を図ります。

Q1:手続きの窓口は変わるの?

A:国民健康保険の手続きの窓口は、引き続き市役所保険課(10番窓口)です。

Q2:国民健康保険料はいつ決定するの?

A:7月上旬に決定し、お知らせします。

Q3:制度が変わったら、良いことはあるの?

A:高額療養費を年間で4カ月以上受けた世帯は、医療費負担が軽減されることがあります。この月数は、市外へ転出すると引き継ぐことができませんでしたが、県内での転居であれば、引き継げるようになります。

※詳細は、市ホームページをご覧ください。

芦屋市 国保 広域化



- 問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035